

株式会社オフィス・クラフト 行動計画 2025

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画)

仕事と生活の調和をとって働きやすい環境を作り、労働者がその能力を十全に発揮しうる環境を構築するため、以下のごとく、株式会社オフィス・クラフトの行動計画を策定する。

1. 計画期間

2025（令和7）年8月1日 ～ 2028（令和10）年10月31日

2. 内容

目標1 育休対象者の育児休業（出生後育児休業を含む）取得率を80%超（男女・有期無期の別を問わず）とする。

＜対策＞2025年8月～

対象となる労働者が発生した場合、育休ならびに子育て中の諸制度（多様な働き方、育児目的休暇を周知）を周知する資料を社内ネットワークに公示する。

目標2 フルタイム労働者の時間外労働（法定時間外・法定休日労働の合計を指す）の平均を30時間未満とする。

＜対策＞2025年11月～

週次で労働者全体の時間外労働状況を把握する体制を構築し、適正化を行う。

目標3 月平均の時間外労働60時間以上となる労働者をなくす。

＜対策＞2025年11月～

36協定特例の超過45時間段階で速やかに把握し、時間外労働抑制を行う。

リフレッシュ休暇制度の周知・取得の促進を行う。

目標4 計画期間内に事業年度単位の年次有給休暇の取得率を70%以上とする。

＜対策＞2025年10月～

各年10月末時点で有給取得状況を集計し、状況を確認する。

目標未達、またはその見込がある場合、8月・12月に計画有給付与を実施する。